

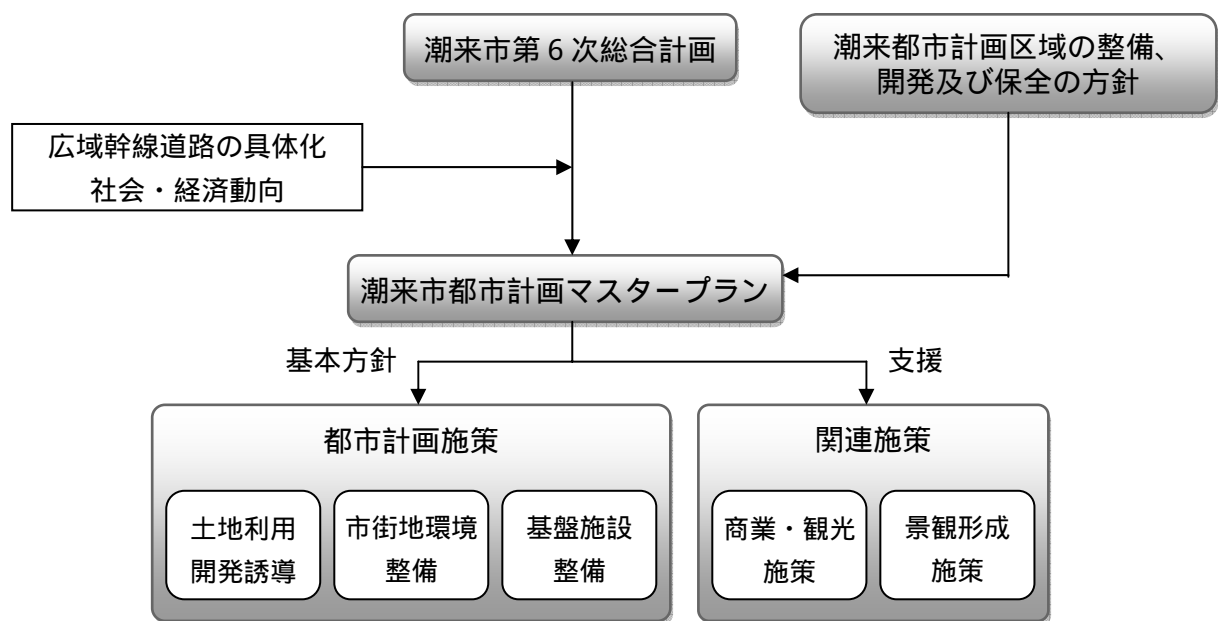
序 章 潮来市都市計画マスタープランの策定概要

序章 潮来市都市計画マスタープランの策定概要

1. 潮来市都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、潮来都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、市町村総合計画等の上位計画をもとに将来の都市像を描き、そのために必要となる土地利用や都市施設などの都市計画に関する基本方針を定めるものです(都市計画法第18条2)。

本計画は、潮来市第6次総合計画で策定された都市の将来像に基づき、平成14年3月に策定された潮来市都市計画マスタープランでの位置づけを考慮しながら、都市計画分野において必要となる施策及び関連分野を支援する施策についての方針を定めます。



2. 潮来市都市計画マスタープランの構成

(1) 計画の目標年次

潮来市都市計画マスタープランは概ね20年後を計画の目標年次とすることとされています。また、都市計画見直しにおける基礎資料となる国勢調査が平成17年に実施されていることを考慮し、本計画の目標年次を平成37年とします。

(2) 総合計画との整合性

本計画は、潮来市第6次総合計画に位置づけられる都市計画施策との整合を図り策定します。なお、総合計画(前期)の中間総括後を視野に本計画の見直しを行うこととします。

3. 潮来市都市計画マスタープランの主要論点

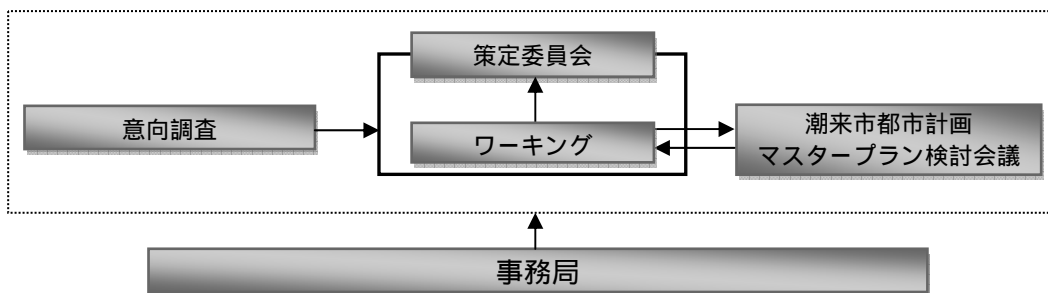
潮来市第6次総合計画で示される将来像や本市に関わるプロジェクト等を踏まえ、本計画策定の論点として次のようなものが挙げられます。

表 - 潮来市都市計画マスタープランの主要論点

計画策定の背景	主要な論点
広域幹線道路の具体化	都市計画道路ネットワークの再構築 東関東自動車道水戸線、国道51号バイパスの路線決定を受けた都市内道路ネットワークの再構築
	(仮称)麻生IC周辺における拠点形成 IC周辺の拠点形成に向けた位置づけの明確化
都市計画法 ・開発許可制度等の改正	稲井川周辺地区の都市計画上の位置づけの整理 都市計画(区画整理)の見直し、都市機能誘導に向けた位置づけ
地域・都市の活性化の必要性	一般県道潮来佐原線沿道での土地利用促進 潮来駅～日の出区間の沿道土地利用の位置づけ
	前川を軸とした交流動線の位置づけ 「水郷のまち」を印象づけ、都市内回遊の基本となる空間としての位置づけ

4. 潮来市都市計画マスタープランの策定体制

(1) 基本的な組織構成



(2) 各組織の構成と検討内容

組織	協議・検討事項	構成
策定委員会	計画の決定機関として、ワーキングで検討された計画案について意志決定を行う。	庁内関係部署の部課長
ワーキング	計画の策定機関として、計画内容についての協議・検討を行う。	庁内関係部署の係長クラス
潮来市都市計画マスタープラン検討会議	計画内容について、市民の視点を交えながら検討を行う組織。	一般公募市民 市内まちづくり団体 市役所OB